

# 地震発生後、被災した建物や地盤への対処のしかたは？

- 地震発生後に、市町村が下図のA, Bの2種の調査を行います。  
これらの調査は、建物を修復できるかどうかの調査ではありません。
- まずは専門家に相談して、建物や敷地地盤の二次災害を防ぐために、応急措置をすみやかにを行い、そのあとに、建物を修復できるかどうかの調査(下図のC)を行いましょ。

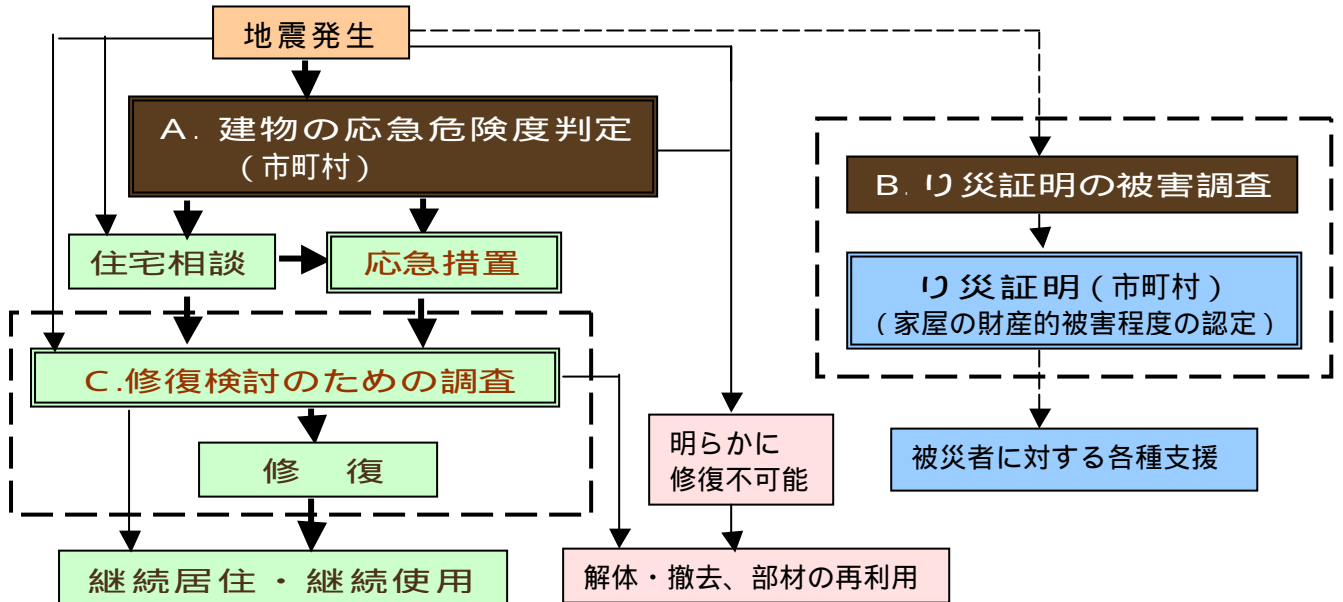


図 地震発生後に行われる被災建物の主な調査や判定 (全国被災建築物応急危険度判定協議会資料引用加筆)

## 1. 各種判定結果の意味を誤解しないで

A. 「建物の応急危険度判定」(二次災害防止のための緊急・暫定調査) 詳しくは市町村役場にお問合せを

- 目的は** 建物の使用者や通行者を守るために、「建物の倒壊や落下物などの二次災害の危険性」を、地震直後に緊急・暫定的に判定し、建物の当面の使用上の注意を呼びかける調査です。
- 判定方法は** 建物外観を目視で調査し、判定結果は下図の3種で示されます。外観は被害がなくても、建物内に大きな被害がある場合もあるので、中に入る時は十分注意しましょう。
- 「危険」とは** 「全壊」、「二次災害防止のために建物を解体・撤去しないと危険」、「修復しても使い続けることができない」の意味ではありません！

「危険」(赤紙)



「建物に立ち入ることは危険なため、立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置後に」

「要注意」(黄紙)



「建物の中に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい」

「調査済」(緑紙)



「左記以外で、建物の被災程度は小さいと考えられます。建物は使用可能です」

「被災証明の認定結果(全壊・半壊など)とは関係はありません」

建物に被害がなくても「危険」と判定される場合: 人命に係わる落下危険物(瓦の全面的ずれ・破損、窓ガラスの落下、壁の顕著なひび割れ・はくり、建物に固定した機器の落下等)、塀の転倒の危険性、隣家が倒れ込む危険性がある場合等

B.「り災証明(市町村)」の調査(家屋の財産的被害程度認定の調査) 詳しくは市町村役場にお問合せを

- 1.り災証明とは 被災者が各種支援制度の適用を受ける際に必要な「家屋の財産的被害程度」を、市町村長が証明するものです。
- 2.認定方法は 市町村が、内閣府の指針にもとづき、建物外観を目視で調査し、認定結果は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」等で示されます。
- 3.「全壊」とは 「解体や撤去しないと危険」、「修理をしても使い続けることができない」の意味ではなく、「全壊」認定建物でも修理して使い続けることができます場合があります!

## 2.地震発生後には、被災した建物と敷地地盤へ対処を

第1段階 建物と地盤への応急措置は、専門家に相談をして、できる限り すみやかにしましょう

- 1.修理をすれば使い続けることができる建物でも、応急措置をしないで放置していると、余震の来襲、降雨や積雪などのために、被害が拡大して、倒壊する危険性が高くなります。
- 2.「危険」、「要注意」と判定された場合でも、専門家に相談して、すみやかに応急措置を行い、安全性を高めましょう。建物の中に入れる様になれば、ボランティア等も片付けの応援をしやすくなります。



第2段階 建物と地盤を修復して使い続けることができるかどうか、専門家に依頼して調べましょう

- 1.一般に「修復」は、建て替えに比べて、工期が短く、工事費も安い場合が多いので、元の暮らしに早くもどれ、精神的・経済的負担が少なくてすむ場合が多いと言えます。
- 2.木造建築は、加工しやすい木材を組み合わせて架構をつくっているので、ある程度は壊れても、多少傾いても、修復して使い続けることのできる場合が少なくありません。
- 3.日本には、建物や地盤のさまざまな被害を修復できる「多彩な技術」があります。あきらめてあわてて解体せずに、「修復して使い続けることができるかどうか」を専門家に相談し、修復する場合は、耐震・防火対策も一緒に行い、震災前より安心な建物に再生しましょう。



阪神・淡路大震災での修復事例

終戦直後の福井地震では、被災した木造建築の瓦をおろし、土壁を落とし、損傷した骨組みを補修・補強して再組み立てたため、半年後にほぼ再建の目途がついた。  
(大工棟梁の話)

<参考> 被災度区分判定・復旧体制

被災者の依頼によって、(財)日本建築防災協会に登録した構造技術者が、建物内部の詳細調査も行い、修復の可能性を判定し、修復できる場合は、技術指針に沿って修復計画を作成する体制があります。(判定及び復旧計画の作成は有料) 詳しくはお住まいの市町村役場にお問合せを